

和歌山県警察職員の名札の着用について（例規）

（最終改正：令和2年3月13日 務第16号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行における責任の明確化及び適切な市民応接の推進を図るため、職員の名札の着用について、下記のとおり定め、平成14年10月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

記

1 名札の制式

名札の制式は、別図1のとおりとする。

2 名札の着用位置

名札の着用位置は、別図2のとおりとし、制服の場合は右胸上部に、私服及び女性用事務服の場合は左胸上部に、それぞれ着用するものとする。

3 名札の着用対象の範囲

(1) 部外者と応対する際における着用

次に定める業務に従事する職員が、当該勤務する警察本部（分庁舎を含む。以下同じ。）内又は警察署（幹部交番を含む。以下同じ。）内において部外者と応対するときは、名札を着用すること。ただし、当直勤務に従事するとき及び特別な事情により所属長が名札を着用しないことを承認したときは、この限りでない。

ア 広報・広聴に関する事務

イ 庁舎、留置施設の受付

ウ 情報の公開に関する事務

エ 警察安全相談、要望、苦情に関する事務

オ 犯罪被害者への支援に関する事務

カ 講習会、試験等に関する事務

キ 遺失届・拾得物件の受理及び返還等に関する事務

ク 免許、許可、申請等に関する事務

ケ 証明に関する事務

コ 道路交通法に規定する通告に関する事務

(2) 会議等における着用

職員は、警察本部外又は警察署外において、上記(1)の事務に係る会議、出張相談等の実施に当たっては、名札を着用すること。

(3) 幹部職員の着用

責任者として県民と応対することの多い次に定める幹部職員にあつては、業務上の支障がある場合を除き、当該勤務する警察本部内又は警察署内において名札を着用すること。

ア 警察本部は、警務部広報県民課及び交通部運転免許課に勤務する警部以上の階級にある警察官並びにこれに相当する一般職員

イ 警察署は、署長、副署長（次長）及び警務課長

4 名札の貸与、返納等

(1) 貸与等の事務

名札の貸与等の事務は、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が行う。

(2) 貸与の申請等

名札は、全職員に貸与する。

所属長は、職員の採用、改姓等のため、新たに名札の貸与が必要となったときは、警務課長に申請すること。

(3) 再交付の申請等

ア 職員は、名札を亡失し、又は毀損したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

イ 所属長は、前記アの報告を受けたときは、速やかに警務課長に再交付の申請をすること。

(4) 返納

所属長は、職員が退職したとき又は改姓、破損等により新たな名札を申請するときは、当該職員に名札を返納させ、速やかに警務課長に送付すること。

5 名札の管理

(1) 職員は、名札を適切に管理し、その亡失、破損等の防止に努めなければならない。

(2) 名札は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

6 氏名等の告知

(1) 職員は、警察本部内又は警察署内で部外者と応対する場合において、名札を着用しないときは、積極的に氏名を告知するとともに、必要により連絡メモ等を交付するなどして担当者を明らかにすること。

(2) 電話で応対するときについても、所属、係、氏名を明確に告知すること。

(別図省略)